

# －（特別管理）産業廃棄物処理事業者の方へ－

## 平成31年4月1日から山形市が中核市に移行します

平成31年4月1日より山形市が中核市へ移行することに伴い、これまで山形県が行ってきた業務の一部が山形市に移譲されます。

つきましては、下記に該当する産業廃棄物処理事業者の方は、平成31年4月1日より届出先等が山形市に変更となりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

※①平成31年4月1日現在で有効な山形県の（特管）産業廃棄物収集運搬業の許可を有し、積替え保管場所を山形市内に設置している方。

※②平成31年4月1日現在で有効な山形県の（特管）産業廃棄物処分業の許可を有し、事業の用に供する施設の設置場所が山形市内の方。

③山形市内に（特管）産業廃棄物処理施設を設置している方。

※①・②に該当する方については、その許可証の有効期限までは山形市でも同様に許可されたとみなされますので、中核市移行に伴う手続きはございません。変更・更新申請の際の届出先が山形市または、山形市と山形県の両方になります。

また、①・②に該当する方には、平成31年4月中に山形市の許可番号を記載した通知を送付する予定です。各申請の詳細や様式等については、平成31年3月下旬頃に山形市ホームページに掲載する予定です。

－現在のお問い合わせ先－  
山形市ごみ減量推進課  
(代)023-641-1212  
内線686・697